

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令(六五)
- 厚生労働省組織令の一部を改正する政令(六六)
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(六七)
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(六八)
- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(六九)
- 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令(七一)
- 厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令(七二)

(省 令)

- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四八)
- 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(同四九)

- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
 - 保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令(同五一)
 - 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二一)
- (告 示)
- 厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件(厚生労働一一八)
 - 医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を定める件(同一一九)
 - 医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件(同一二〇)
 - 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件(同一二一)
 - 輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件(経済産業四八)
 - 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件(同四九)

本号で公布された 法令のあらまし

◇ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第六五号)(総務省)

1 公務員給与における地域手当の改定が行われることを踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費、事務費等の地域加算を見直すこととした。(附則別表関係)

2 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇ 厚生労働省組織令の一部を改正する政令(政令第六六号)(厚生労働省)

1 老人保健法(昭和五十七年法律第八〇号)の一部改正に伴い、保険局、同局総務課、国民健康保険課、医療課及び調査課並びに老健局計画課の所掌事務を変更することとした。(第一三条、第一一五条、第一一九条、第一二二条、第一二三条及び附則第三関係)

2 社会・援護局総務課、保護課及び福祉基盤課の所掌事務を変更することとした。(第一〇一条、第一〇二条及び第一〇四条関係)

3 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第六七号)(総務省)

1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により専門スタッフ

職俸給表等が新設されることに伴い、俸給表の適用等に関する規定を有する政令中の当該規定を整備することとした。

2 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(政令第六八号)(総務省)

1 配偶者以外の扶養親族についての補償基礎額の加算額を二七円とすることとした。(第二三条第三項関係)

2 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇ 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第六九号)(経済産業省)

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を平成二一年四月一日とすることとした。

◇ 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(政令第七〇号)(経済産業省)

- 1 特定製品の追加
特定製品として石油給湯機等を追加することとした。(第一条及び別表第一関係)
- 2 特定保守製品の指定
特定保守製品としてガス瞬間湯沸器等を定めることとした。(第三条及び別表第二関係)

の下に、「速やかに」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を、「対象期間」の下に「又は特定期間」を、「おいては」の下に「速やかに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を、「対象期間」の下に「又は特定期間」を加え、同項第二号中「対象期間」の下に「又は特定期間」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 第一号改定者 対象期間における法第七十八條の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額並びに改定割合

ロ 特定被保険者 特定期間における法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額

第七十四條の二第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の通知を受けた連合会は、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、対象期間又は特定期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を負っていない場合（前項の場合を除く。）においては、速やかに、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、その旨を社会保険庁長官に届け出るものとする。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第四条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。
第八百七十五條第二項第二号ハ中「及び第七十八條の四第一項」を、「第七十八條の四第一項及び第七十八條の十四第一項」に改める。

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六條の六の規定に基づき、医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舩添 要一

医師法第十六條の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令
第六條中「第三号から第七号まで」を「第五号、第七号」に改める。

第七條第一項に次の一号を加える。

五 医師その他の医療関係者（前各号に掲げる者並びに当該病院及び当該病院と共同して臨床研修を行う研修協力施設に所属する者を除く。）

第七條第二項に次の一号を加える。

六 医師その他の医療関係者（前各号に掲げる者並びに当該病院及び当該病院と共同して臨床研修を行う研修協力施設に所属する者を除く。）

第八條第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第九條第一項中「並びに当該分野」を、「当該分野」に、「又は施設」を「並びに研修医の募集定員」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定は、臨床研修病院群を構成する病院が変更したことに伴い、研修プログラムを変更する場合について準用する。この場合において、同項中「第四條第三項各号」とあるのは「第四條第三項第三号」と、同条第一項第十三号から第十七号までに掲げる事項を」とあるのは「同条第一項各号に掲げる事項を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

第十二條第一項中「に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これ」を削り、同項第四号中「種別」との「病床数及び」を加え、同項第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 研修管理委員会の構成員と開催回数

第十二條第二項中「に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これ」を削る。
第十四條第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 二年以上上研修医の受入がないとき。
三 協力量型臨床研修病院にのみ指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。
第十四條第二項を削る。
附則第三項中「当分の間」を「平成二十一年三月三十一日までの間」に改め、附則第四項を削る。

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 厚生労働大臣は、この省令の施行後五年以内に、この省令による改正後の医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○厚生労働省令第五十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五條第三項、第十七條、第三十條の四第七項、第四十二條の二第一項第六号並びに第五十二條第一項及び第二項並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五條の五の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舩添 要一

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 医療計画（第三十條の二十八―第三十條の三十三）」を「第四章の二 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十條の三十三の二）」に改める。

第九條の二十第一号ハ中「第九條の二十三第一項第一号及び第十一條各号」を「第一條の十一第一項各号及び第九條の二十三第一項第一号」に改める。

第二十四條第九號を第十三號とし、同条第十一號中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加え、同条第十二號とし、同条第十號中「第二十五條第二号から第五号まで」の下に「第二十五條の二の規定により準用する場合を含む。」を加え、同条を同条第十一號とし、同条中第九號を第十號とし、第二号から第八号までを一號ずつ繰り下げ、第一號の次に次の一号を加える。

二 病院又は診療所に、診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）を備えようとする場合

第二十五條の次に次の一條を加える。
（診療用粒子線照射装置の届出）

第二十五條の二 前條の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。

第二十六條中「第二十四條第二号」を「第二十四條第三号」に改める。

第二十七條第一項中「第二十四條第三号」を「第二十四條第四号」に改め、同条第二項中「第二十四條第四号」を「第二十四條第五号」に改め、同条第三項中「第二十四條第五号」を「第二十四條第六号」に改める。

第二十七條の二中「第二十四條第六号」を「第二十四條第七号」に改める。
第二十八條第二項中「第二十四條第七号」を「第二十四條第八号」に改め、同条第二項中「第二十四條第八号」を「第二十四條第九号」に改める。

第二十九條第一項中「第二十四條第九号又は第十一号」を「第二十四條第十号又は第十二号」に改め、同条第二項中「第二十四條第十号」を「第二十四條第十一号」に改め、同条第三項中「第二十四條第十二号」を「第二十四條第十三号」に改める。

第四十條第二項中「第二十四條第十号」を「第二十四條第十一号」に改め、同条第三項中「第二十四條第十二号」を「第二十四條第十三号」に改める。

第三十条の二の次に次の一条を加える。

第三十条の二の二 前条の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。この場合において、同条第一号中「発生管」とあるのは「照射管」と、同条第三号中「発生時」とあるのは「照射時」と、同条第四号中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」とあるのは「診療用粒子線照射装置使用室」と、「発生を」とあるのは「照射を」と読み替えるものとする。

第三十条の五の次に次の一条を加える。

第三十条の五の二 前条の規定は、診療用粒子線照射装置使用室について準用する。この場合において、同条第二号中「発生時」とあるのは「照射時」と読み替えるものとする。

第三十条の十三の規定及び第三十条の十四の表エックス線装置の使用の項中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」の下に、「診療用粒子線照射装置使用室」を加える。

第三十条の十四の表診療用高エネルギー放射線発生装置の使用の項の次に次の項を加える。

診療用粒子線照射装置の使用

診療用粒子線照射装置使用室

第三十条の十八第一項及び第三十条の二十一中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加える。

第三十条の二十二第一項第一号中「エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加え、同条第二項第三号の表放射線の量の項中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」の下に、「診療用粒子線照射装置使用室」を加える。

診療用粒子線照射装置使用室

二十マイクロシーベルト毎時

第三十条の三十二の二第二項第二号中「病床」を「当該機能に係る病床」に改め、同項第三号中「母体胎児集中治療管理又は新生児集中治療管理に係るものに限る。」を削り、同項第十三号中「のうち、患者以外の被験者に対する臨床試験」を削る。

第三十条の三十三の次に次の章名を付する。

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の三十五の次に次の一条を加える。

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。

イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。

ロ 当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。

ハ 当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

二 他の同一の団体（民法第三十四条の規定により設立された法人その他これに準ずるもの（以下「公益法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事について

も、同様とすること。

ホ その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

ヘ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

ト その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

チ 当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第四十二条の二第一項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと。

リ 他の団体の意思決定に関与することができず株式その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によつて他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。

又 当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしていり事実その他公益に反する事実がないこと。

二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつて算出される場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康増進に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

二 前項第一号中に規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二 法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三 法第四十二条の二第一項に規定する収益業務の用に供する財産

四 前三号の業務を行うために保有する財産（前三号に掲げる財産を除く。）

五 第一号から第三号までに定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

六 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

第三十条の三十六の見出しを「社会医療法人に係る認定の申請事項」に改め、同条第二項第二号中「申請時の直前に終了した」を「法第四十二条の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る」に、「法第四十二条の二第一項第五号」を「同号」に改める。

第三十条の三十七第二項中「昭和三十一年法律第二十六号」を削る。

第三十条の三十八の二「説明する書類」の下に、「第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表」を加える。

第三十三条の二十第一項、第三十三条の二十二及び第三十三条の二十三第一項の規定中「法第五十条の七において」の下に、「読み替えて」を加える。

別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)を次のように改める。
 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として
 厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数
 別表第二中「第二十四条第二号」を「第二十四条第三号」に改める。

附則

(施行期日)
 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から二年間は、医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、同表第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に定める事項については、この省令による改正前の同号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に定める事項とすることができる。

第三条 この省令の施行の際、この省令による改正後の医療法施行規則第二十四条第一項第二号に規定する診療用粒子線照射装置を現に備えている病院又は診療所の管理者は、同令第二十五条の二の規定により準用する同令第二十五条の規定にかかわらず、この省令の施行後一月以内に、医療法施行規則第二十五条の二の規定により準用する同令第二十五条各号に掲げる事項を病院又は診療所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

○厚生労働省令第五十一号

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舩添 要一

保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令

(保健師助産師看護師法施行規則の一部改正)

第一条 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項及び第二項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に改める。

第二条第一項及び第二項中「第一条」を「第一条の三」に改める。

第三条中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第七号」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条第二号中「書換え交付」を「書換交付」に改める。

第四条中「第二項第五号」を「第二項第六号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同条第二号中「書換え交付」を「書換交付」に改める。

第五条の見出し中「添付」を「添付」に改め、同条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(籍の抹消の申請手続)

第五条の二 法第十四条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る保健師、助産師又は看護師に対し、厚生労働大臣が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該保健師、助産師又は看護師から法第九条第三号又は第四号に該当することを理由として令第四条第一項の規定により保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消を申請する場合には、法第九条第三号又は第四号に該当することに關する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

2 法第十四条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る准看護師に対し、都道府県知事が行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該准看護師から法第九条第三号又は第四号に該当することを理由として令第四条第二項の規定により准看護師籍の登録の抹消を申請する場合には、法第九条第三号又は第四号に該当することに關する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

第八章から第十七条までを削り、第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 再教育研修

(保健師等再教育研修)

第八条 法第十五条の二第一項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 倫理研修（保健師、助産師又は看護師としての倫理の保持に関する研修をいう。以下同じ。）
- 二 技術研修（保健師、助産師又は看護師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。）

(准看護師再教育研修)

第九条 法第十五条の二第二項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 准看護師倫理研修（准看護師としての倫理の保持に関する研修をいう。）
- 二 准看護師技術研修（准看護師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。）

第十条 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの（以下「集合研修及び課題研修」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 戒告処分を受けた者 七千八百五十円
- 二 前号に該当しない者 一万五千七百円

(個別研修計画書)

第十一条 倫理研修又は技術研修（集合研修及び課題研修を除く。以下「個別研修」という。）に係る法第十五条の二第一項の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日並びに保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号及び登録年月日（法第十四条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日）
- 二 個別研修の内容
- 三 個別研修の実施期間
- 四 助言指導者（個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対して助言、指導等を行う者であつて、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）の氏名
- 五 その他必要な事項

2 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ助言指導者の協力を得なければならない。

3 第一項の規定により作成した個別研修計画書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ当該個別研修計画書が適切である旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(個別研修修了報告書)

第十二条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号及び登録年月日（法第十四条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日）

二 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、水中ソナー航法装置に用いることによつてその装置を第十条第七号に該当するようにすることができるとするプログラム(ソースコードのものに限る。)

イ ドップラー効果を利用するソナーからの速度データ

ロ ジーピーエス又はグローバルナビゲーションからの航法データ

ハ データベース参照航法装置からのデータ

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二中「カナダ」の下に、「クロアチア」を、「デンマーク」の下に、「エストニア」を、「大韓民国」の下に、「ラトビア、リトアニア」を、「ルクセンブルク」の下に、「マルタ」を、「ロシア」の下に、「スロベニア、南アフリカ共和国」を加える。

附 則

- 1 この省令は、平成二十年五月十五日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

○厚生労働省告示第百十八号

厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第六十条の二第四項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の計算方法(平成十六年厚生労働省告示第百五十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舛添 要一

第三項中「同条第一号ロ(1)を「同条第一項第一号ロ(1)(同条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「第一号改定者」の下に「又は特定被保険者」を加え、「法第七十八条の六第一項及び第二項」の下に「又は第七十八条の十四第二項及び第三項」を加える。

○厚生労働省告示第百十九号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第二項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第二項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、平成二十年度においては、第一条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「七・五」とあるのは「二・五」と、「件数を三で除して得た数」とあるのは「件数」と、第四条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前二会計年度」と、「件数を三で除して得た数」とあるのは「件数」と、「三以上」とあるのは「二以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前二会計年度」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、「三以上」とあるのは「二以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前二会計年度」とする。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舛添 要一

医療法第四十二条の二第二項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準

(救急医療に係る基準)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)以下「法」という。第三十条の四第二項第五号に掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第二項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 当該業務を行う病院の構造設備 当該病院が診察室、処置室、専用病室、エックス線診療室その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、診察室、処置室その他精神科救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

二 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該病院がその所在地の都道府県が定める医療計画(法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ)において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制(同条第二項第二号に規定する医療連携体制をいう。以下同じ)に係る医療提供施設として記載されており、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第五条の二第一号から第三号までに掲げる基準を満たすこと。

イ 医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。

ロ 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間(深夜(午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ)及び休日を除く)、休日(深夜を除く)又は深夜(以下「診療時間外等」という)に精神疾患に係る診療を行った件数(電話等による再診の件数を除く)がその所在地の属する精神科救急医療圏(都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう)内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数(その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)以上であること。

イ 当該会計年度前三会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第百十九号)以下「診療報酬告示」という)別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう)及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合(次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という)が百分の二十以上であること。

ロ 当該会計年度前三会計年度における夜間(午後六時から翌日の午前八時までの間(休日を除く)をいう)又は休日(深夜を除く)に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)第二条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という)及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数(次条第三号イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という)が七百五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第二項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 当該業務を行う病院の構造設備 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 - 集中治療室及び備蓄倉庫、簡易ベッド及び携帯用医療機器並びに食料、飲料水及び医薬品その他災害時における医療を行うために必要な施設(診療を行う施設にあつては、耐震構造を有するものに限る)、設備及び物資を有すること。
 - 災害時において当該病院の敷地(近接地を含む)にヘリコプターの離発着が可能な場所を確保していること。
- 二 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 - 当該病院の所在地の都道府県が定める医療計画において災害時における医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。
 - 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。
- 三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 - 厚生労働省に登録された災害派遣医療チームを有すること。
 - 当該業務の実績 当該病院が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。
- 四 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 - 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該病院がその所在地の都道府県が定める医療計画(法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ)において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制(同条第二項第二号に規定する医療連携体制をいう。以下同じ)に係る医療提供施設として記載されており、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第五条の二第一号から第三号までに掲げる基準を満たすこと。
- 五 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 - 当該業務の実績 当該病院が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。
- 六 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 - 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該病院がその所在地の都道府県が定める医療計画(法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ)において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制(同条第二項第二号に規定する医療連携体制をいう。以下同じ)に係る医療提供施設として記載されており、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第五条の二第一号から第三号までに掲げる基準を満たすこと。
- 七 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 - 当該業務の実績 当該病院が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。
- 八 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 - 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該病院がその所在地の都道府県が定める医療計画(法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ)において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制(同条第二項第二号に規定する医療連携体制をいう。以下同じ)に係る医療提供施設として記載されており、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第五条の二第一号から第三号までに掲げる基準を満たすこと。

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備 当該病院又は診療所が次のいずれかに該当すること。

イ その所在地の都道府県内のへき地にある診療所（以下「へき地診療所」という。）に医師を派遣し、又は巡回診療を行う病院（以下「へき地病院」という。）にあつては、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地の医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

ロ へき地診療所にあつては、診療室、処置室、医師が居住するための住宅その他へき地の医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

二 当該業務を行うための体制 当該病院又は診療所が、その所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地の医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。この場合において、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合は、当該病院においてへき地の患者を受け入れるための病室その他の必要な施設及び設備を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数が五十三日以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が五十三日以上であること。

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日以上であること。

（周産期医療に係る基準）

第四条 法第三十条の四第二項第五号ニに掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 当該業務を行う病院の構造設備 当該病院が母体胎児集中治療管理室、分娩監視装置その他産科医療を行うために必要な施設及び設備並びに新生児集中治療管理室、新生児用呼吸循環監視装置その他新生児に係る医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

二 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 当該病院の所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。

ロ 産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制（緊急帝王切開術を実施する体制を含む。）を常に確保していること。

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前三会計年度における分娩の実施件数を三で除して得た数が五百以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数が十以上であること。

ハ 当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号 A 2 3 7 に掲げるハイリスク分娩管理加算及びこれに相当する加算の件数が三以上であること。

（小児医療に係る基準）

第五条 法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 当該業務を行う病院の構造設備 当該病院が診療室、処置室、小児専用病室その他小児医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

二 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 当該病院の所在地の都道府県が定める医療計画において小児医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。

ロ 小児の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。

三 当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 3、注 4 及び注 5 に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合が百分の二十以上であること。

（厚生労働省告示第百二十号）

医療法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第五十号）の施行に伴い、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。ただし、同令附則第二条の規定が適用される場合における改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一第二の二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類はこの告示による改正前の平成十九年厚生労働省告示第五十三号第八号各号に掲げる種類とし、当分の間、平成十九年厚生労働省告示第百八号（医薬、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所）に規定する事項の件（第一号第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に係る資格）に規定する事項に該当しないものとする。この改正は、平成二十年三月二十六日

第七号第二号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第六条」を「第七条第一項」に改めるように改正する。

第八条 規則別表第一第二の二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める種類は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一号第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に係る資格とする。

（厚生労働省告示第百二十一号）

平成十九年厚生労働省告示第百八号（医薬、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所）に規定する事項の件（第一号第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に係る資格）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十六日

第二条第一号中「診療報酬点数の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」を「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）」に改め、同条第四号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第六条」を「第七条第一項」に改める。

（経済産業省告示第四十八号）

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の二の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十年五月十五日から施行する。

平成二十年三月二十六日

第七号中「ロ又はハ」を「ロ」に改める。

第十号を次のように改める。

十 削除

第十一号を次のように改める。

第十三号を次のように改める。

第十三 削除

（経済産業省告示第四十九号）

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年三月四日通商産業省令第八号）第九条の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第四百七十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十年三月二十六日

平成二十年三月二十六日

第四号 6 中「ハ」を「ロ」に改める。

（経済産業省告示第百二十号）

医療法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第五十号）の施行に伴い、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。ただし、同令附則第二条の規定が適用される場合における改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一第二の二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類はこの告示による改正前の平成十九年厚生労働省告示第五十三号第八号各号に掲げる種類とし、当分の間、平成十九年厚生労働省告示第百八号（医薬、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所）に規定する事項の件（第一号第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に係る資格）に規定する事項に該当しないものとする。この改正は、平成二十年三月二十六日

第七号第二号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第六条」を「第七条第一項」に改めるように改正する。

第八条 規則別表第一第二の二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める種類は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一号第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に係る資格とする。

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目 電話 03(3587)4294